

様

加西市監査委員 小 谷 融
同 桜 井 光 男

加西市職員措置要求請求について（通知）

平成22年8月16日に提出された標記の住民監査請求について、下記のとおり、却下することを決定したので通知します。

記

1 監査請求の趣旨

平成22年8月16日に提出された措置要求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

飲酒運転に係る懲戒免職処分取消請求事件は、神戸地方裁判所平成20年（行ウ）第21号（平成20年10月8日判決）、大阪高等裁判所平成20年（行コ）第167号（平成21年4月24日判決）、最高裁判所平成21年（行ツ）第228号、平成21年（行ヒ）第287号（平成21年9月18日棄却）により、市の敗訴が確定した。

加西市は、同事件に係る弁護士費用等として1,753,040円を支出している。この支出は、住民に損害を与えたものであることから、加西市長に対し支出金額相当額を市に返還することを請求する。

2 却下理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、第2項において、「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」とされている。

本件の弁護士費用等は、第一審から第三審までの着手金、日当、旅費、印紙、切手代である。最後に支出したものは、平成21年5月25日の第三審訴訟費用の印紙、切手代であり、当該行為があった日からすでに1年の請求期間を経過している。

これに対し、請求者は、本件監査請求が当該行為のあった日から1年を経過した後になされたことについて、「請求の対象となる行為は秘密裏に行われており、市民には相当な注意力をもって調査しても知ることができなかった。」ので、正当な理由があると主張している。

しかしながら、本件の支出行為は、秘密裏に行われたものでなく、また、加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）により住民は調査すれば知りうることであったものである。したがって、1年の請求期間を経過したことに「正当な理由」があるとは認められない。

よって、本件監査要求は、法令の要件を欠いたものであることから却下する。